

萩原町自治会会則

- 第1条 この会は萩原町自治会と称し、事務局を萩原町集会所(茂原市萩原町1丁目134番地)内に置く。
- 第2条 この会は萩原町内に居住するもので組織する。
- 第3条 この会は民主主義の精神にもとづき共同生活をとおして地域住民の親睦ならびに福祉の増進をはかることを目的にする。
- 第4条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 環境衛生に関すること。
 - 2 体育、レクリエーションに関すること。
 - 3 防犯、防火、防災に関すること。
 - 4 社会教育および福祉活動に関すること。
 - 5 その他前条の目的を達成するための諸事業。
- 第5条 この会は事業を行うため次の部をおく。
- 1 総務部: 総会、役員会、議事の収録および会計、班長との連絡、その他、他の部に属さない諸事業。
 - 2 文化部: 広報活動に関すること、体育レクリエーションに関すること、青少年育成に関すること。
 - 3 民生部: 社会福祉、防犯、防火、防災に関すること。
 - 4 環境部: 環境美化に関すること。
- 第6条 この会に次の役員をおく。
1. 会長1名 2. 副会長2名 3. 会計1名 4. 会計監査2名 5. 班長 各町内班毎に1名
- 第7条 役員を選出
- 1 会長、副会長、会計および会計監査は総会により選出する。
 - 2 班長は班員の互選による。
- 第8条 役員の任期
- 1 前条1項の役員は2年とする。但し再任は妨げない。
 - 2 前条2項の班長は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第9条 役員の仕事
- 1 会長は会を代表し会務を整理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長の職務を代理する。
 - 3 会計は会計事務を担当する。
 - 4 会計監査は庶務会計を監査する。
 - 5 班長は班内の事務連絡を行う。
- 第10条 この会に顧問をおくことができる。顧問は自治会員のなかから会長が委嘱する。
- 第11条 総会
- 1 総会は定期総会と臨時総会とする。
 - 2 定期総会は毎年1回会長がこれを招集する。
 - 3 臨時総会は必要に応じて開催する。
 - 4 総会に付議される事項は次のとおりとする。
 - イ. 会則の制定、改廃。
 - ロ. 事業計画および報告。
 - ハ. 予算および決算。
 - ニ. 役員の変更。
 - ホ. その他、必要な事項。
- 第12条 役員会は必要に応じて開催する。

第13条 この会の経費は会費その他の収入による。

1 会費は1世帯あたり年2回に分けて徴収する。

2 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 その他必要な事項は役員会で決める。

附則

この会則は、昭和40年9月5日より施行する。

昭和49年4月28日一部改正

昭和52年4月24日一部改正

昭和55年4月27日一部改正

昭和60年4月21日一部改正

平成 2年4月22日一部改正

平成 2年4月22日一部改正

平成 4年4月26日一部改正

平成 7年4月16日一部改正

平成15年4月20日一部改正

平成19年4月 1日一部改正

「第7条」(3)追加

平成20年4月 1日一部改正

「第7条」(エ)追加、「第4条」(5)追加

平成21年4月11日一部改正

「第7条」(4)追加、「第14条」追加

平成25年4月13日一部改正

「第7条」3(イ)を削除し、(ウ)を(イ)とした。

令和4年4月16日一部改正

第7条3項を削除。第10条は、自治会長を会員と改めた。